債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇三〇六（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇三〇六）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇三六七（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一八四）を、平成二十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇一（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇一（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇二）をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債同意等額密度」という。）、都道府県立大学附属病院事業債元利償還金に〇・〇二七を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五〇を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇〇七（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇七）を、6に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇七（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇二）をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債同意等額密度」という。）、都道府県立大学附属病院事業債元利償還金に〇・〇二七を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八一を、平成十六年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五を、平成十四年度からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇八八を、平成十七年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一四九を、平成十四年度からの継続事業及び平成十四年